

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第四十四號

昭和二十二年十一月鳥取縣規則第四十二号水利使用料徵收規則の一部を次のように改める

昭和二十三年七月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「常時理論馬力一馬力に付年額九円」を「常時理論馬力一馬力に付年額參拾大圓」に

「常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付年額四圓五拾錢」を「常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付年額拾八圓」に改める

附 則

この規則は昭和二十三年七月一日からこれを適用する

◇鳥取縣規則第四十五號

昭和二十三年七月二十七日
第 千 九 百 二 十 九 號

火 曜 日

理容師法施行細則を次のように定める

昭和二十三年七月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

理容師法施行細則

第一條 理容師法（以下法という）第四條に規定する理髮師試験及び美容師試験（以下理容師試験という）の期日場所は其の都度これを告示する

第二條 前條の試験を受けようとする者は次の願書に試験手数料を添へて提出しなければならない。

一、本籍、住所、氏名及び生年月日

二、受験の種類

三、學校教育法第四十七條に規定する資格を證する書面

四、履歴書（實地修業についての履歴を加えること）

五、戸籍謄本又は抄本

本書は六ヶ所へ規定掲載あり

六、寫眞（出願前三ヶ月以内に撮影した手札型寫眞）
 第三條 理容師試験の學科試験に合格した者でなければ
 實地試験を受けることは出来ない

前項の學科試験に合格した者が實地試験に不合格とな
 つた場合には次期試験に改めて學科試験から受験しな
 ければならない

第四條 試験合格者には理容師法施行規則（以下規則と
 いう）第十五條の規定により様式第一号又は第二號の
 合格證書を交付する

第五條 法第五條及び規則第三條の規定による名簿は様
 式第三号としこれを理髮師名簿及び美容師名簿に区分
 する

第六條 理容師が理容の業を行うときは法第八條第一項
 及び第二項並びに規則第十八條及び第十九條の規定に
 よるの外次に掲げる措置を講じなければならない

- 一、客用刈布は清潔な白布を用いること
- 二、作業中は清潔な白地の作業衣を着用すること
- 三、指爪は常に短かくし作業に着手前一客毎に石けん

で手指の洗滌をすること
 四、顔面作業中は完全な「マスク」を用いること
 五、枕及び椅子は白布で覆い常に清潔にし枕當は白紙
 を用い一客毎に取り替えること
 六、垢取及びグシは其の齒先の円滑なるものを用びる
 こと

七、革砥は随時酒精を以て拭淨すること
 八、耳毛又は鼻毛をそらないこと
 九、客の求めがあつた時は更に機械器具類の消毒をす
 ること

十、客用石けんは粉末若しくは液体のものを用いるこ
 と
 十一、剃刀は柄を巻いたるものはこれを使用しないこ
 と

十二、衛生上審あると認められるソリユーション及び
 化粧品又はこれに類するものはこれを使用しないこ
 と

十三、ソリユーションを使用してパーマネントウエイ
 プを行つた後は完全に洗髮すること

十四、電氣による危害防止に努めること

十五、酒氣を帯びて作業をしないこと

十六、みだりに理容所以外の場所就業しないこと

十七、應急藥品（ヨードチンキ又はマーキエノクロロ
 ム液、オキシフル、硼酸軟膏、ヨードホルム散、糊
 帶等）を常置すること

第七條 規則第十七條の規定による開設届には従業者の
 「X」線検査を含む管轄保健所長の行つた健康診断書
 を添えなければならない

理容所開設後従業者を雇入れたときも同様である

第八條 傳染病源体保有者、精神病者、てんかん、結核
 、癩、重症「トラホーム」花柳病、傳染性皮膚疾患又は
 その他の傳染性疾患にかゝり若しくはその疑ある者は
 理容業に従事し又は従事させてはならない

第九條 理容の業に従事する者が前條の疾病にかゝつて
 いることを認められるとき知事は健康診断を命ずるこ
 とが出来る

第十條 理容所の開設者は理容所につき法第十二條第一

號乃至第三號及び規則第二十條並びに第二十二條の規
 定によるの外次に掲げる措置を講じなければならない
 一、理髮所及び美容所は一定の区畫をもうけ居室を區
 別すること

二、理容所の面積は待合所を除き椅子一脚につき六、
 六平方米以上とし一脚を増すごとに三、三平方米以
 上を加えること

三、規則第二十條の規定による腰板は床から〇、八米
 とする

四、理容所は室面積の四分の一に相当する部分を外氣
 に開放し得ること但しこれに代るべき適當な換氣裝
 置があるときは此の限りでない

五、理容所の天井は床面より二、五米以上とすること
 六、消毒しない器具類及び布を収める容器並びに消毒
 場所を設けること

七、貯水器を用いる場合は毎日その水を取り換え内部
 を掃除すること
 八、便所は鼠族昆虫防除装置を完備すると共に常に清

九、洗滌にうがい設備を設けるときは斜めにした噴水装置をすること

十、照明装置は椅子一脚について五〇ルツクス以上とし二脚を増すごとに三〇ルツクス増置すること

第十一條 規則第十七條の規定による理容所開設届があつた場合様式第四條による連署所台帳を登録し様式第五號による連署所開設届出済證を交付する

第十二條 規則第十七條の規定による届出事項を變更し又は理容所を廃止した場合には一週間以内に知事に届け出なければならない

第十三條 理容所内のみやすい場所に理容師免許證理容所開設届出済證、店格等級表料金表及び休日、従業時間表を表示すること

第十四條 法規則及び本則の規定により提出する書類は管轄保健所を経由しなければならない

第十五條 第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十二條、及び第十三條の規定に違反した者は二千元

以下の通料を科する
附 則
本籍は昭和二十三年三月九日からこれを適用する大正十四年七月鳥取縣令第二十八号理髮營業取締規則はこれを廃止する

様式第一号

鳥取縣知事	昭和年月日	の證を交付する
施行の理髮師試験	昭和年月日	に合格したつて
氏名	年月日生	
縣		
合格證書		

21cm

様式第二号

鳥取縣知事	昭和年月日	の證を交付する
施行の美容師試験	昭和年月日	に合格したつて
氏名	年月日生	
縣		
合格證書		

21cm

様式第三号 理容師登録台帳

住所	免許年月日	第 号
	免許年月日	氏名
本籍	登録年月日	年月日生
	(理髮師美容師)	

様式第四号 理容所台帳

理容所開設届出年月日	理容所の名称	理容師の氏名	住所	本籍	営業所所在地	理髮美容の別	備考
理容所開設届出年月日	理容所の名称	氏名	住所	本籍	營業所所在地	理髮美容の別	備考

従業員

本籍、住所	従業年月日	免許の有無	氏名	備考
			年月日生	

様式第五号

第 号
 收容所所在地
 氏 名
 年 月 日
 理 容 所 開 設 届 出 済 証
 昭 和 年 月 日
 鳥 取 縣 國

様式第六号

表
 理容師法第十三條の
 規定による
 臨 検 票
 官職氏 名
 鳥 取 縣 國

◇鳥取縣規則第四十六號
 蠶糸業法施行手續を次のように定める。
 昭和二十三年七月二十七日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條 蠶種製造者は蠶糸業法施行規則（以下規則と称する）第十七條第二項の規定により掃立口を合併し又は分割したときは漏滞なくその旨を知事に届け出なければならぬ。

第二條 規則第二十二條の規定により蠶種の臺紙又は容器に記載する品種名は交雑により製造した蠶種にあつては雌蝶の属する品種名を右に雄蝶の属する品種名を左に記載し記号は平假名を用いなければならぬ。

第三條 規則第二十九條の規定による蠶種についての検査届は三月三十一日までに別記様式第一号により知事にこれを提出しなければならない。

第四條 規則第三十條の規定による蠶種についての検査成績は四月三十日までに別記様式第二号により知事にこれを提出しなければならない。

第五條 規則第三十一條の規定による蠶兒掃立届又は蠶兒検査申請書は蠶種製造用蠶兒の掃立を終りたるとき漏滞なく別記様式第三号により知事にこれを提出しなければならない。

第六條 規則第三十二條の規定による蠶兒上簇届又は繭検査申請書は漏滞なく別記様式第四号により知事にこれを提出しなければならない。

第七條 規則第三十三條の規定による原々蠶種検査申請書、原蠶種検査申請書、母蛾及び蠶種並びに普通蠶種検査申請書は別記様式第五号及び第六号により知事にこれを提出しなければならない。

第八條 検査合格證明書を添付しなければならない。第八号の種繭證明書を添付しなければならない。

第九條 検査合格證明のある蠶種を散卵したとき又はやむを得ない事由によりその容器を変更し若しくは開封したとき容器に検査合格証明の押捺封緘證明の押捺又は封緘證明の貼付を受けようとするときは申請書を

別記様式第七号により知事にこれを提出しなければならない。

前項の場合において新たななる容器の表面には蠶糸業法施行規則第二十二條又は第五十一條の各号に掲げる事項を記載して所轄蠶業取締所に提出しなければならない。

第九條 規則第三十七條の規定による蠶室及び蠶具の消毒は蠶兒の飼育又は蠶種の製造をする前に必ずこれを行わなければならない。

第十條 規則第四十條第一項の許可を受けようとする者は申請書を別記様式第九号により知事にこれを提出しなければならない。

前項の申請書には履歴書及び寫眞を添付しなければならない。（この寫眞は名刺型とし申請前六ヶ月以内に帽を著け半身にて撮影し台紙に貼付することなく裏面に撮影年月日及び氏名を記載するものとする。）許可證は別紙第十号様式とし許可期間は許可の日から三年とする。

第十一條 交付を受けた許可證を亡失毀損したときは遅滞なく知事に届け出で更に交付を受けなければならぬ。

第十二條 許可記載事項中変更を生じた場合は遅滞なくその理由を具しこれが変更申請を知事にしなければならぬ。

第十三條 規則第三十八條第二項の規定は毎年八月一日以降これを適用しない。

第十四條 規則第四十條第一項の許可を受けた者が死亡し業務を廃止し若しくは許可を取消されたとき又は許可の期間満了したときは遅滞なく許可證を返納しなければならぬ。

但し死亡の場合はその相続人又は後見人又は雇主より返納するものとする。

第十五條 規則第四十三條の規定による適用除外の申請書は別記様式第十一号により知事にこれを提出しなければならぬ。

第十六條 規則第四十五條の規定による蠶種の製造意見

の飼育及び蠶種の譲渡成績は別記様式第十二号により知事にこれを提出しなければならない。

第十七條 規則第四十八條第二項の規定による許可を受けようとする者は別記様式第十三号による申請書を知事に提出しなければならない。

第十八條 規則第五十二條の規定による輸入蠶種検査申請書は別記様式第十四号により知事にこれを提出しなければならない。

第十九條 規則第五十三條の規定による桑苗生産届は四月三十日まで別記様式第十五号により知事にこれを提出しなければならない。

第二十條 桑苗生産者は九月二十五日以後においてその苗圃にある桑苗につき幹長の五分の一以内を摘梢することができる。

但し摘梢後の幹長一米以上を必要とする。

第二十一條 この手續により知事に提出する書類は所轄蠶業取締所を経由しなければならない。

第二十二條 蠶業取締所並びにその支所の名称、位置及

昭和二十三年七月二十七日
第九百二十九號
第九百二十九號

び管轄区域を次のように定める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取縣蠶業取締所	鳥取縣庁内	鳥取縣一圓
鳥取縣蠶業取締所鳥取支所	鳥取市東町	鳥取市、岩美郡
同 郡家支所	八頭郡賀茂村	八頭郡
同 濱村支所	氣高郡濱村町	氣高郡
同 倉吉支所	東伯郡倉吉町	東伯郡
同 米子支所	米子市立町	米子市、西伯郡
同 根雨支所	日野郡根雨町	日野郡
附 則	日野地方事務所内	

この規則は公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年七月二十七日
第九百二十九號
第九百二十九號

式第一號 蠶種検査届

一、蠶種の概定數、蠶種検査管理者及蠶種に關する検査従事者數

蠶種検査所の名称	所在地	概定數	検査者の數	検査者の姓名	検査者の職名	検査者の住所
瓦						
名						
名						
名						
名						

二、蠶種検査の用に供する建物の種類及び平面積別紙平面圖の通り

- 三、蠶種検査に關する設備
- 顯微鏡 台
 - 乳鉢 框製用 台
 - 乳棒 枠製用 個
 - 母蛾調整機 本

何々々 何々
四、蠶種検査に關する方法の要領
右の通りお届ける
年 月 日
住所
氏名(名称)
印

蠶種検査成績

一、蠶種掃立數量

蠶糸試験場製造	都道府縣	蠶種製造業者製造	其他	合計
蠶業試験場製造	自製其他	計		

原々蠶種	合格	不合格	其他	計
原蠶種				
合計				

備考 本表は蠶量につき記載すること。
蠶兒検査成績

掃立口數

合格	不合格	計

三、繭検査成績

合格	不合格	計

四、繭検査成績

(一) 原々蠶種及原蠶種

原々蠶種	合格	不合格	其他	計
原蠶種				
合計				

(二) 普通蠶種

合格	不合格	計

掃立口數

合格	不合格	計

何々々 何々
五、輸入蠶種検査成績
(一) 原々蠶種及原蠶種
備考 本表は卵量及蛾數を併記すること。
右の通り報告する
年 月 日
住所
氏名(名称)
印

蠶種數量

原々蠶種	合格	不合格	其他	計
原蠶種				
合計				

備考 本表は原々蠶種又は原蠶種別に作成すること。
(二) 普通蠶種

蠶種製造母蛾につき行う検査	合格	不合格	計
せられた地合	合格	不合格	計
卵につき行う検査	合格	不合格	計

備考 本表は卵量及蛾數を併記すること。
右の通り報告する
年 月 日
住所
氏名(名称)
印

蠶兒掃立届(蠶兒検査申請書)

掃立口數	蠶種名稱	原々蠶種製造者氏名	掃立月日	掃立口數

右の通りお届(申請)する
年 月 日
住所
氏名(名称)
印

様式第四號

蠶兒上蔭屆(繭検査申請書)

掃立口の蠶兒飼化	性品種名系	統	上蔭の時期	收購予定
記號	育場所	始	期終	期月日

右の通りお届(申請)する

年 月 日

住所

氏名(名称)

印

知事宛

様式第五號

越年(不越年)原々蠶種(原蠶種)検査申請書

記號	蠶種	製造	品名	産月	製造額	母蛾容器數
種所	性化	名種	卵日	框製袋製其他	計	框製袋製其他
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾

右の通り申請する

年 月 日

住所

氏名(名称)

印

知事宛

様式第六號

越年(不越年)普通蠶種検査申請書

記號	蠶種	製造	品名	産月	製造額	母蛾數	母蛾容器數
種所	性化	名種	卵日	框製袋製其他	計	框製袋製其他	計
				蛾	蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾	蛾

右の通り申請する

年 月 日

住所

氏名(名称)

印

知事宛

様式第七號

生繭賣買(仲立)許可申請書

一、業種

二、業主又は従業者の別

三、掃立口の記號

四、化性、品種名及系統

五、繭の色

六、繭の形

七、種繭數量

八、一立の重量及顆數

九、上蔭月日

右種繭たることを證明する

年 月 日

鳥取縣 取 縣 印

様式第九號

生繭賣買(仲立)許可申請書

住所

氏名

名

一、業種

二、業主又は従業者の別

右許可されるよう申請する

年 月 日

氏名

名

印

検査合格證印封緘證印の押捺(封緘證紙の貼付)申請書

記號	蠶種	製造	品名	産月	製造額	母蛾容器數
種所	性化	名種	卵日	框製袋製其他	計	框製袋製其他
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾
				蛾	蛾	蛾

右の通り申請する

年 月 日

住所

氏名(名称)

印

知事宛

様式第八號

種繭證明書

住所

氏名(名称)

- 一、讓渡人の氏名又は名称及住所
- 二、蠶兒飼育場所

縦 一 〇 纏

横 一 五 纏

00621

右 雇 主 住 所

氏 名 (名称) 印

知 事 宛

備考 一、業種は「生繭賣買」「生繭仲立」等と記載すること。
二、従業者の場合においては雇主連署すること。

様式第十號

第 許 可 證 號

本籍地

年 月 日 生

右雇主住所氏名 (名称)

許可期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

右生繭の賣買 (仲立) をすることを許可する

昭和 年 月 日 鳥 取 縣

縦 九 一 五 横 六 八

様式第十一號

學術研究の爲め蠶種製造 (蠶兒飼育蠶種渡) にかゝる蠶糸業法適用除外申請書

- 一、蠶糸業法適用除外の範圍
- 二、研究の目的
- 三、研究の期間
- 四、研究の方法
- 五、研究に従事する者及これを主管する者の氏名
- 六、研究に従事する者及これを主管する者の履歴書の要領

右適用除外されるよう申請する

年 月 日 住所

氏名 (名称) 印

知 事 宛

備考 蠶糸業法第九條第三項の規定の適用除外を受けようとする者は、右の外規則第四十三條第二項各號の事項を記載すること。

00622

様式第十二號

蠶種の製造蠶兒の飼育及蠶種讓渡成績
一、蠶兒飼育成績

品化系攝立 名性統數量	種 種	收 穫 量		蠶兒の性状		繭の性状	
		其の計	他	体 形	斑 紋	繭 形	重立の類

二、蠶種製造及讓渡成績

品化越の系繭 名性越年別	種 種	原々蠶種又は原蠶種		普通蠶種	
		製 造 數 量	製 造 數 量	讓 渡 數 量	讓 渡 數 量

右の通り報告する

年 月 日 住所

知 事 宛

氏名 (名称) 印

様式第十三號

輸入蠶種検査許可申請書

搬出許可書番號

蠶種の出出	第 號
-------	-----

輸出原々蠶品	輸入原々蠶種原品	製造され	検査をし
年月日の別名量	年月日の別名量	たる地	うとする場

右許可されるよう申請する

年 月 日 住所

氏名 (名称) 印

知 事 宛

備考 数量は框架、袋製その他一蝶別にありては蝶数平附にありては枚数散卵にありては容器数及卵量 (瓦) を併記すること。

様式第十四號
輸入蠶種検査申請書

製造されたる地	化性	品種名	原々蠶種	原蠶種又	検査申請額	母蛾数
右の通り申請する						
年	月	日	住所			
知事宛 氏名(名称) 印						

備考 様式第十三號の備考は検査申請額にこれを準用する。

様式第十五號 桑苗生産届

生産場所	品種別生産予定数	仕立法別苗圃の面積
本本本本本本本本本本本本本本本本	計	計

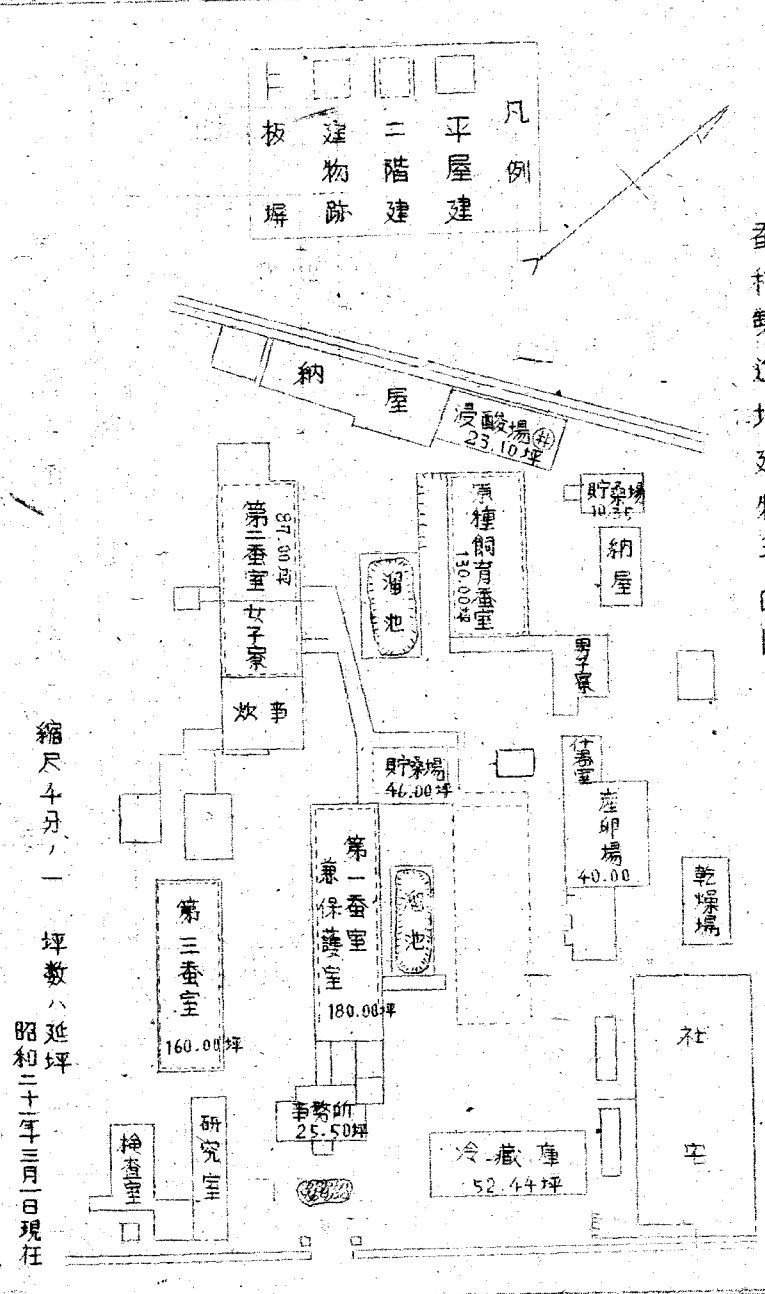
右の通りお届する

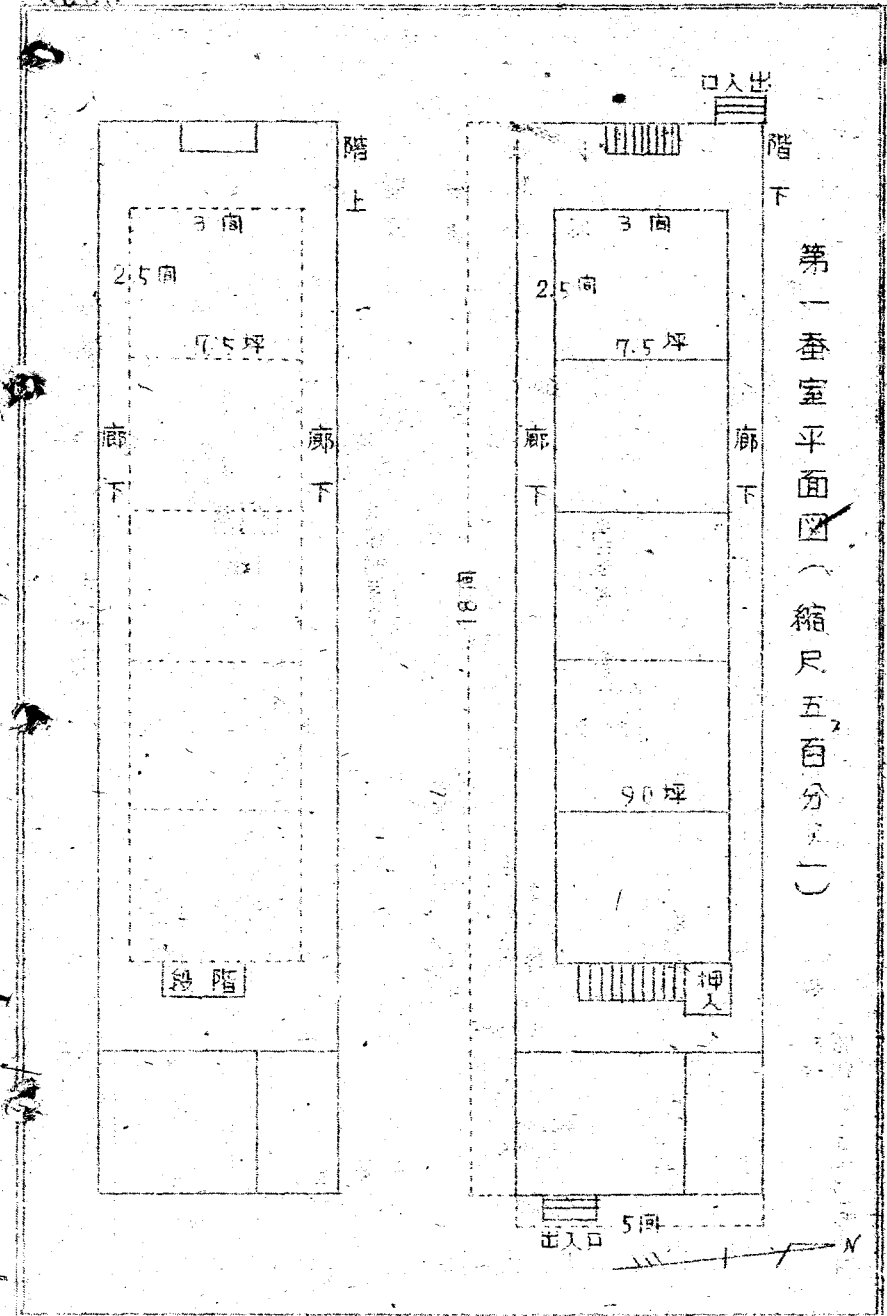
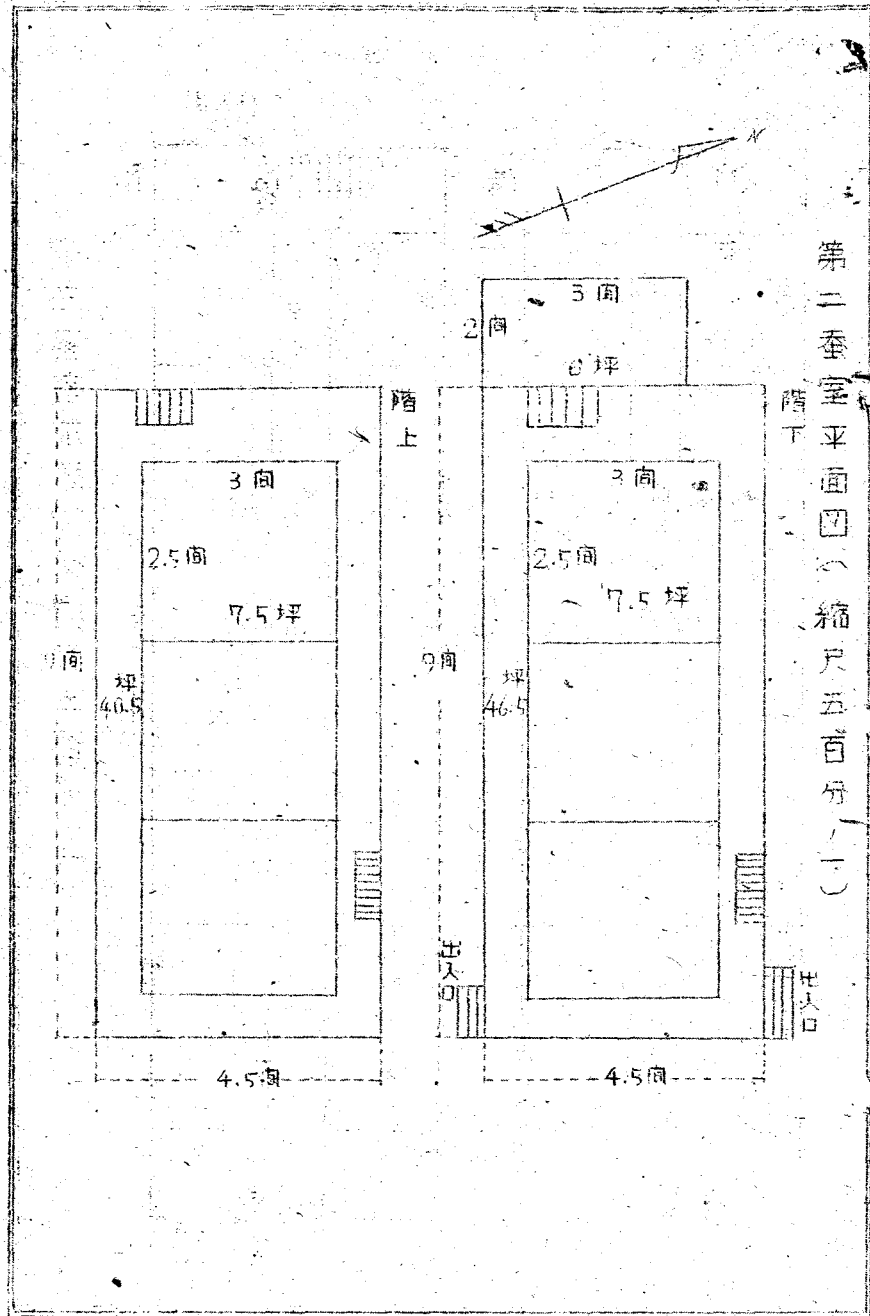
年 月 日

住所

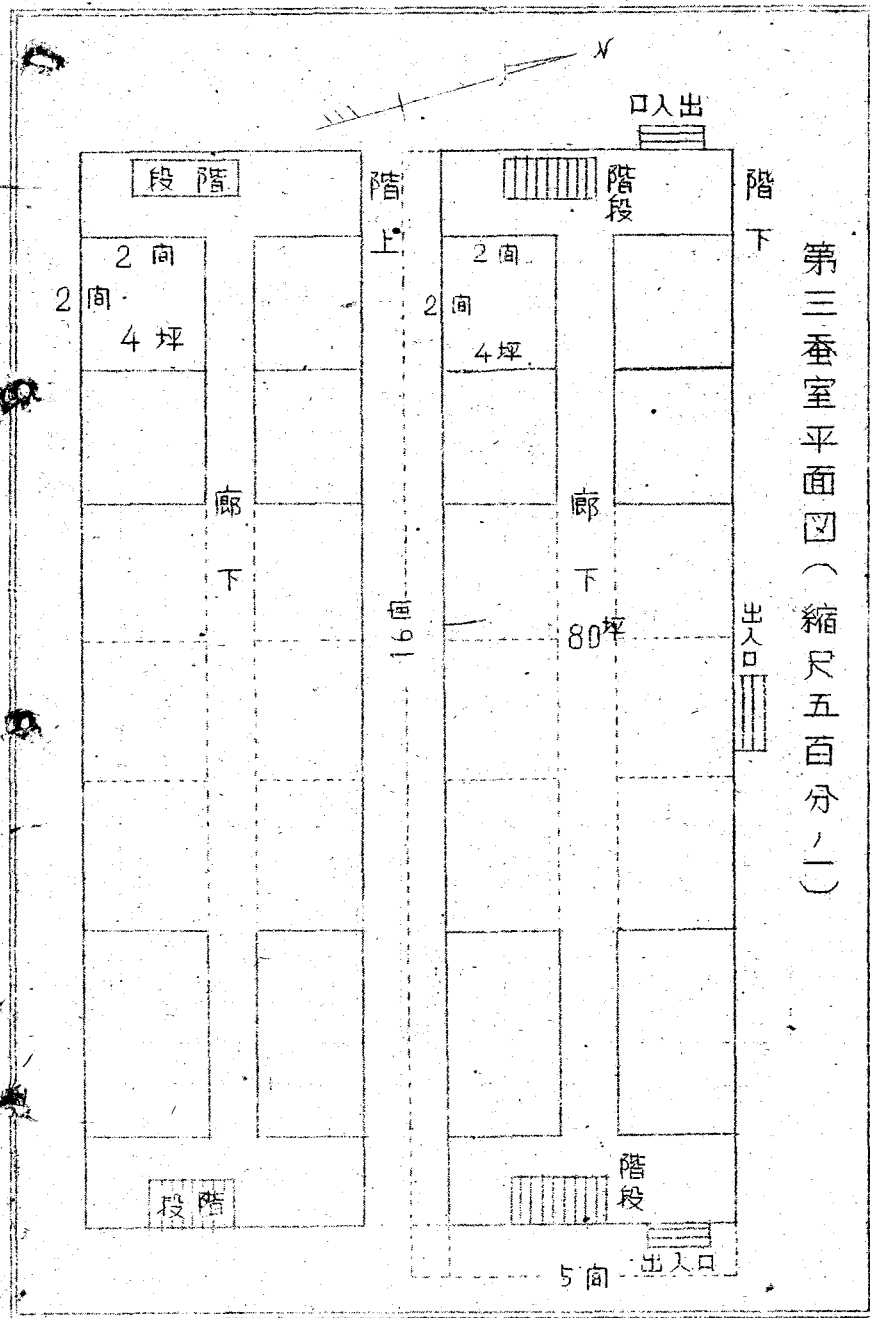
知事宛 氏名(名称) 印

蚕種製造場建物平面図





第三番室平面図（縮尺五百分の一）



告示

鳥取縣告示第三百三十九號

左の施設を生活保護法第七條による保護施設として昭和二十三年七月一日設置しその事務費を下柵の通り定めた。

昭和二十三年七月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

事業種別	施設名	設置主体	所在地	一人一日當事務費
投産事業	鳥取縣立鳥取投産場	鳥取縣	鳥取市吉方町二六八	一、三三

鳥取縣告示第三百四十號

境特別都市計畫事業復興土地區劃整理施行細則を次のように定める。

昭和二十三年七月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

境特別都市計畫事業復興土地區劃整理施行細則

第一條 境特別都市計畫事業復興土地區劃整理については、境特別都市計畫事業復興土地區劃整理施行規程（以下規程という）に定めるものゝ外、この細則による。

第二條 規程第二條第三項の規定により土地台帳地積の訂正を受けようとするときは、土地所有者は、予め境界線に植杭をなし、左の書類を添付して、整理施行者に申請しなければならない。

一、土地の境界について隣接土地所有者の同意を證する圖書、
二、實測査定を受けようとする土地の實測圖（縮尺六百分の一以上）及び所有者氏名を記入した隣地の見取圖

第三條 整理施行者が前條の申請書を受理したときは、査定日時を定めて申請者並びに隣接土地所有者に通知する。

申請者が前項の通知を受けたときは、査定當日隣接土地所有者と共に立合する。

第四條 規程第三條第二項但書により予納すべき測量費

は、土地台帳地積百坪迄は金五百圓とし、百坪を越えるときは超過地積一坪又はその端数毎に金五圓を加へた額とする。

◇鳥取縣告示第三百四十一號

境特別都市計畫事業復興土地區劃整理施行規程第二條第三項による土地台帳地積の訂正申請期間を次のように定める。

昭和二十三年七月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

自昭和二十三年七月二十七日
至同年八月九日

縣 會 告 示

◇鳥取縣會告示第九號

鳥取縣會議員徽章第六號は昭和二十三年七月十日八頭郡内に於いて遺失したる旨縣會議員西尾圭介より届出があつたので同徽章はこれを無効とする。

昭和二十三年七月二十七日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

昭和二十三年七月二十七日印刷
昭和二十三年七月二十七日發行

鳥 取 縣 公 報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發 行 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 東 三 丁目 一 番 一 號
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 東 三 丁目 一 番 一 號
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 東 三 丁目 一 番 一 號
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 東 三 丁目 一 番 一 號